中央市子どもの学習・生活支援事業業務委託　質問・回答（6月2日受付分）

No.	質問	回答
1	仕様書　3.対象者について 小学生から中学生とありますが、学年の制限をすることはできますか。	想定していません。
2	集団行動が困難な子どもの受け入れ判断はどのようになされますか。 事前に障害(身体、知的、発達等)があるか、また症状の度合いを知ることができますか。	事業対象者については、仕様書3に基づきます。 申請時に申し出があった場合、対応について情報の共有をしていきます。
3	募集はどのように行うか決まっていますか。	原則として福祉課にて申請書の配布及び受付を実施。随時募集については、受託者との協議にて実施することを想定しています。
4	仕様書4　内容③生活環境改善について 「保護者からの相談により」とありますが、子どもを通じて家庭・保護者についての問題が見られた場合の対処方法を教えてください。	原則として、仕様書4　内容③に基づき子どもへの対応と同様だと想定しています。具体的な実施については、企画提案書4にて提案をお願いします。
5	また、保護者からの相談があったり、問題のある家庭が見つかったりした場合、情報提供と共有を行う具体的な場はありますか。	発注者への情報提供をもとにして関係機関へ連携することを想定しています。
6	仕様書5　実施場所・日時について 2会場での開催ですが、異なる運営方法(個人対応と巡回型)と参加条件(学年や主たる参加目的)で行うことはできますか。	原則としては、想定していません。
7	参加人数について 25名程度とは登録者数ですか、一会場への参加人数の上限ですか。	参加人数の目安です。
8	たとえば登録者を25名程度とした場合、一会場の定員を決め、参加会場を選んでもらうことはできますか。	申請者が実施場所の選択をすることを想定しています。選択によって参加回数や場所を制限するものではありません。